

電気通信事業ガバナンス検討会（第4回）

議事要旨

1 日時

令和3年6月18日（金）13時00分～15時00分

2 場所

Web開催

3 議事

（1）事業者ヒアリング

- ・ Zホールディングス株式会社より、資料4-1に基づき、サイバーセキュリティ対策及び各種データの取扱いに関する取組みについて説明があった。

（2）意見交換

- ・ 事務局より、資料4-2及び資料4-3に基づき、「電気通信事業ガバナンス」の強化に関する検討に当たっての基本的な考え方等について説明があった。
- ・ 各構成員からの主な意見は以下のとおり。

○電気通信事業の特性を整理した上で、電気通信事業者であるがゆえに必要なガバナンスの在り方の有無及びその内容を検討すべきではないか。

○電気通信事業のリスクと社会的な影響を踏まえて全体の目的を明確にした上で、政府や事業者の役割分担を整理すべきではないか。

○情報漏洩や設備故障リスクからもう一步広げて、例えば国の安全保障を目的として電気通信事業者のガバナンスを議論する等、目的ベースでその手段を議論すべきではないか。

○各電気通信事業者におけるリスクは、各事業者固有の事情を含むため、事業者間で共有することは難しいのではないか。社会全体によるガバナンスの確保を検討する

場合、どのような事業者間の連携を推進するか、政府としてどのように事業者の取組をサポートするか、明確化することが望ましい。

○電気通信事業者に対してリスク評価の義務付けが必要ではないか。また、事業者規模、取扱うデータの規模や種類等の考慮要素はあるが、各事業者におけるリスクを共有する仕組みも必要ではないか。

○委託先等におけるガバメントアクセスのリスク等、社会や国に係る脅威に対して、政府として、規制や情報提供等により各事業者におけるリスク評価を補完する等、積極的な関与が必要ではないか。

○他国の状況を調査・分析できる政府によるモニタリングと第三者によるモニタリングの役割分担について、考える必要があるのではないか。

○多種多様な電気通信事業者を一緒くたに議論することは難しいため、どのように分類して議論すべきか整理すべきではないか。例えば、社会インフラとなっているサービスでは、その役割を意識した上でデータの取扱いの在り方が議論されるべき。

○問題発生時の利用者に対するタイムリーな説明が不十分であるため、電気通信事業者のアカウントビリティや利用者とのコミュニケーションは課題の1つであるべき。

○問題発生後の検証のための第三者委員会設置を規律の一つとする場合、設置主体や設置条件等の方向性を示すことで事業者におけるガバナンスの在り方の参考になるのではないか。

○インシデントが多様化・複雑化する中では、再発防止の仕組み作りが重要であるため、政府としての関わり合い方として、調査・検証のための第三者委員会の仕組みを検討してもよいのではないか。

○各電気通信事業者におけるガバナンスの確保状況をモニタリング、レビューする場合には、政府と政府以外の第三者の役割分担を考えていく必要があるのではないか。

(3) その他

- ・事務局より、今後の予定について説明があった。

以上